

流通業は、国民生活や地域経済に欠かすことのできない産業である一方、現場の労働力や対応力に依存しがちであり、抜本的な生産性の向上が必要な産業である。

社会のデジタル化が進む現在、ECの存在感は増す一方であり、消費者による正しい商品情報に対する需要は今後更に高まることが予想される。今般、深刻化する人手不足への対応を契機として、流通サプライチェーンに関わる製配販の事業者間において、協調領域における商品情報の共有に向けた機運が高まっていることを踏まえ、その基盤整備に向けた以下の対応を行うこととする。

1. 「商品情報連携会議（仮称）」を設置し、企業・団体のほか関係省庁を含めた参加者による議論を主催、商品情報授受に関するガイドラインを策定する。
2. 2026年に見込まれる商品情報プラットフォームの稼働に向けその他講じるべき環境整備について、企業をまたぐ議論を主導すると共に、必要に応じ適切な政策的対応を検討する。

2025年3月14日

経済産業省商務・サービス審議官